

要 請 書

平成 2 8 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

＜地方行財政関係＞	頁
1 地方行財政の改革について……………	1
2 地方税財源の充実・確保等について……………	3
＜医療・福祉・教育関係＞	
3 社会保障制度の充実強化について……………	7
○ 4 地域医療の確保について……………	9
◎ 5 「難病相談支援センター」の設置について……………	11
6 医療保険制度の抜本改革について……………	13
◎ 7 国民健康保険制度の円滑な実施について……………	15
○ 8 介護保険制度の円滑な運営について……………	17
9 生活困窮者に対する支援策について……………	21
10 国民年金事務費交付金に係る超過負担について……………	23
11 総合的な子育て支援策について……………	25
12 父子家庭に対する福祉行政の充実について……………	27
13 公費負担による健康施策支援の恒久化について……………	29
14 ワクチンの定期予防接種化について……………	31
15 発達障害の早期発見・早期療育体制の充実について……………	33
○ 16 障害者総合支援制度等の円滑な実施について……………	35
17 障害者に対する公共交通機関の運賃割引の充実について……………	37
18 障害者グループホーム等におけるスプリング整備事業補助制度の継続等について……………	39
◎ 19 民間シェルター等の安定運営のための運営費助成の拡充について……………	41
20 国立大学法人運営費交付金の確保について……………	43
21 スポーツの振興について……………	45
＜経済・労働関係＞	
○ 22 北海道観光の振興について……………	47
23 雇用対策について……………	51
24 企業立地促進法に基づく支援措置の拡充等について……………	53
25 中小企業者に対する金融支援について……………	55
26 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業の発展的継続について……………	57
27 外国における日本地名等の商標登録出願対策について……………	59
＜農林水産関係＞	
○ 28 農業の振興について……………	61
29 林業の振興について……………	63
◎ 30 未来につなぐ森づくり推進事業の充実について……………	65
31 外国との漁業交渉等について……………	67
◎ 32 水産業の振興について……………	69
33 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について……………	71
34 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について……………	73
35 エゾシカによる被害対策について……………	75

	頁
＜社会基盤整備関係＞	
36 北海道の開発行政について……………	77
37 社会資本整備総合交付金事業について……………	79
38 北海道新幹線の建設促進等について……………	81
39 並行在来線事業者に対する支援の強化等について……………	83
40 北海道新幹線開業による波及効果の拡大について……………	85
41 J R 北海道の安定的な経営に向けた支援について……………	87
◎ 42 道内鉄道路線網の維持・存続に向けた対応について……………	91
43 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について……………	93
◎ 44 道路標識等に係る予算の確保について……………	95
45 治水事業等の整備促進について……………	97
46 港湾施設の整備促進等について……………	99
47 空港の整備促進と運営について……………	101
48 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について……………	103
49 水資源の保全について……………	105
＜防災・原子力発電所対策関係＞	
50 防災・減災及び老朽化対策の強化について……………	107
51 平成28年8月からの大雨等災害に対する支援について……………	111
○ 52 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について……………	113
＜北方領土・自衛隊・その他＞	
53 北方領土の早期返還について……………	117
54 北海道の自衛隊の体制強化について……………	119
55 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について……………	121
56 新たな情報通信技術戦略の推進について……………	123
57 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について……………	125
58 循環型社会構築の推進について……………	127
◎ 59 北海道循環資源利用促進税条例の見直しについて……………	129
60 P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について……………	131
61 都市における低炭素化の促進について……………	133
62 地方消費者行政の推進について……………	135

1 地方行財政の改革について

現在、北海道の多くの自治体は、人口減少や地域活性化などの課題に直面しており、これまで職員の削減をはじめ、徹底した行財政改革に取り組んできたところです。

今後、地域の創成などさらなる活性化を図るためには、全国一律ではなく、地域の実情に応じ、自らの発想と創意工夫により取り組むことができる分権型社会の確立が重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、提案募集方式の取組みの推進や、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

2 地方税財源の充実・確保等について

北海道の多くの自治体は、税収が低迷しており、近年の社会経済状況のもと、徹底した行財政改革に取り組むなど、懸命の努力をしているところではありますが、厳しい財政運営を余儀なくされております。

今後、北海道内の各都市が将来に向けて安定的に発展していくためには、地方税財源の充実・確保などについて、国において、その方向性や具体策を明確にした上で、地方とともに着実に推進することが肝要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

1 地方税について

- (1) 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。
- (2) 平成28年度税制改正による自動車取得税の廃止や平成29年度税制改正で結論を得ることとされた自動車関係税軽減等に伴う市町村の減収については、確実に財政措置を講じること。
- (3) 平成28年度税制改正による「機械及び装置」に係る固定資産税の特例措置は、国による政策減税であることから、市町村の減収は確実に財政措置を講じることとし、3年とされる特例期間の延長は行わないこと。

また、固定資産税が市町村の基幹税目であることから、償却資産

に対する固定資産税は、取得価格の５％を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。

- (4) ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理など、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であるとともに、所在市町村が過疎地域や中山間地域に多く、自主的な税財源が乏しいことなどから、現行制度を堅持すること。
- (5) 法人実効税率の引き下げに伴う地方の減収については、地方財政に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。
- (6) 消費税の軽減税率制度については、社会保障と税の一体改革で議論された経緯を踏まえ、地方自治体に影響を及ぼすことのないよう十分な財政措置を講じること。

2 地方交付税について

- (1) 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。
- (2) 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成２９年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げによる対応を基本とすること。

また、景気後退等を受け設けられた歳出特別枠は縮減されてきているが、人口減少や少子高齢化対策など国と地方が総力をあげて取り組むべき課題への財政需要が増大していることや、道内市町村の税収基盤が脆弱で厳しい財政状況が継続していることから、これを実質的に確保すること。

- (3) 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政

サービスの増大や、道路、橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

(算定方法の改善)

- (4) トップランナー方式の導入にあたっては、それぞれの地域の実情を十分に考慮するなど慎重に検討を行い、単に交付税の減額とならない仕組みにすること。
- (5) 北海道は積雪寒冷地であることから、そのための財政需要を十分に把握し、適切な行政経費の充実を図ること。
- (6) 医療圏域が広範囲に及ぶ北海道において、公立病院や公的病院等は、周産期や精神等の不採算部門に関わる医療の提供など、地域医療の確保に重要な役割を果たしているため、平成28年度以降の特別交付税措置の重点化にあたっては、市町村の病院等に対する財政支援に大きな影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (7) 市町村民税所得割の交付税上の算定額と実際の税収との乖離を解消するため、算定方法を見直すとともに、乖離が生じた場合には、適切に補てんし、地方が安定した財政運営を行える交付税制度にすること。

3 地方債について

- (1) 地方債については、平成29年度以降も引き続き、生活関連社会資本等の整備を推進するため、地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、過疎地域を多くかかえる北海道においては、市町村の財政運営に大きな影響を及ぼす過疎対策事業債について、その総額を確保すること。

- (2) 老朽化した大型公共施設について、耐用年数の延長等で多額の費

用を要する大規模修繕工事を起債の対象とすること。

- (3) 平成28年4月の熊本地震では、複数の市町村で庁舎が損壊し、被災者支援や応急・復旧対策に支障が生じたところである。道内市町村の庁舎については、耐震化率が6割程度にとどまっているが、市町村庁舎は、災害時に災害対策本部が設置されるなど、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うことから、その建替えについては、耐震化を目的とした改修などとの均衡を考慮し、一定部分について緊急防災・減災事業の対象とするなど、早急に財政措置を講じること。

また、平成28年度までとなっている緊急防災・減災事業債については、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

4 国庫補助負担金改革について

- (1) 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。
- (2) 積雪寒冷地である北海道において、早期の工事発注に資するため、補助金の交付決定を極力早期に行うこと。

また、ゼロ国債や明許繰越の活用について配慮すること。

3 社会保障制度の充実強化について

北海道内の自治体は、急速に進む少子高齢化のなかで、住民が安心して地域社会で暮らし続けられるように、子育てや福祉、医療・介護サービス等の充実に努めてきたところであります。

今後、人口減少などのなかにあって、社会保障制度を確実なものとしていくためには、必要となる財源を確保しつつ国と地方がそれぞれの責任を果たしながら協力し合う関係を築くことが重要です。

また、社会保障・税番号制度は、極めて重要な社会基盤であることから、その構築・運用にあたっては、国民への十分な周知と万全のセキュリティ対策が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 社会保障制度改革における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

また、消費税率引上げの再延期によって、地方自治体が実施する社会保障施策に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

- 2 社会保障・税番号制度の構築・運用にあたっては、引き続き国と地方自治体が十分な調整・協議を行うとともに、混乱が生じることのないよう、国民への周知徹底と市町村への早期かつ十分な情報提供を行

うこと。

特に、情報漏えいや不正利用に対する国民の不安を払拭するため、国と地方自治体が一体的に安全性を共有できるよう万全のセキュリティ体制を構築するとともに、制度の安全性や信頼性について、国民に丁寧かつ十分に説明すること。

また、制度の導入に伴い必要となる個人番号カード発行や行政機関間の情報連携及びセキュリティ対策などに係るシステム改修等の経費については、地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

4 地域医療の確保について

都市自治体においては、官民をあげて地域医療の確保に努めてきたところではありますが、卒後臨床研修制度の影響や開業医志向の高まりなどにより、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が継続している状況にあります。

特に自治体病院等では、医師確保が極めて困難な状況にあり、診療科の休止・診療日数削減や入院患者の受け入れ停止、分娩中止など、医療サービスの提供が危機的な状況になっております。

国においては、地域における病床の機能分化及び医師、看護師等の確保や勤務環境の改善等に加え、地域医療介護総合確保基金により在宅医療・介護サービスの充実を図ることとしているところですが、これらの問題解消には時間を要することもあり、依然として大きな課題となっております。

都市自治体としては、引き続き自ら地域医療の確保に努めるところではありますが、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図り、地域が必要とする医師等の養成に向けた取組みを着実に推進すること。

また、臨床研修医制度の導入による影響を踏まえた医師不足地域での一定期間の勤務の義務付けなど、地域医療の確保につながるよう早急に改善を図ること。

特に、周産期医療については、安全な分娩体制が取れない深刻な地域があることから、早急に実効性のある対策を講じること。

2 自治体病院をはじめ公的病院については、地域の実情に応じた医療ができるよう、十分な財政措置を講じること。

3 地域医療介護総合確保基金については、地域の医療及び介護サービスの提供体制等に有効活用されるよう、市町村等の意見を十分に聞くこと。

（北海道単独事業）

4 救急医療体制を担っている初期、2次、3次の医療機能を十分発揮できるように、引き続き必要な指導、調整を行うこと。

5 道の自治体病院等広域化連携構想及び医師確保対策について

(1) 自治体病院等の再編・ネットワーク化の推進にあたっては、引き続き道がリーダーシップを発揮すること。

(2) 医師の確保については、地域の医療機関への医師派遣体制をさらに推進する等、より一層、実効性のある各種対策を強力に進めること。

(3) 看護師、助産師、薬剤師及び診療放射線技師など医療専門技術者が不足している地域に対しては、引き続き地域偏在化是正対策を講じること。

6 地域医療構想について

地域医療構想の策定にあたっては各市町村の地域事情を十分考慮すること。

また、病床機能の転換によって自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援策を講じること。

5 「難病相談支援センター」の設置について

都道府県が設置する「難病相談支援センター」は、難病患者等の日常生活における相談・支援や就労支援を行うことを目的とした施設で、地域で果たす役割は大きく、患者や家族から寄せられる期待も極めて大きなものがあります。

札幌市に「北海道難病センター」が設置されておりますが、北海道の広域性を考慮し、利用者の利便性を確保することが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病患者に対する支援の充実・強化を図るため、北海道の広域性を考慮し、複数の地域に難病相談支援センターを整備すること。

6 医療保険制度の抜本改革について

我が国における医療保険制度は、高齢社会の急速な進展等により、高齢者の医療費が増大する一方で、低経済成長への移行等によって、保険料収入は伸び悩み、その収支に不均衡をきたすなど、各医療保険制度とりわけ国民健康保険は厳しい財政状況に置かれております。

長年の課題である医療保険制度の見直しについては、平成27年5月に医療保険制度改革法が成立し、都道府県が国民健康保険の運営を中心に担うこととなり、この制度を具体化するため、国保基盤強化協議会などで協議が進められているところであります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国民健康保険財政は、医療費の増加等により恒常的に厳しい状況にあることから、国民健康保険の都道府県化にあたっては、国の責任において財政基盤を強化するとともに、都道府県と市町村との役割分担や、所得水準などの地域間格差が大きい北海道の特殊性に応じた国保事業費納付金の算定方法などについて、市町村の意見を十分に聞きながら、慎重に対応すること。

また、平成30年度の移行に向けては、自治体への速やかな情報提供や制度の周知徹底をさらに図るとともに、システム改修経費等については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

- 2 医療保険制度の改革がなされるまでの間、次の措置を講じること。
 - (1) 国民健康保険については、国保と被用者保険との制度間における財政格差を「年齢構成」及び「所得状況」を要因として調整する仕組みを導入すること。
 - (2) 後期高齢者医療の保険料軽減などについては、引き続き地方に負担を転嫁することなく、国が責任をもって対応すること。
 - (3) 後期高齢者に対する保健（健診等）事業については、財政支援の充実に努めること。
- 3 国民健康保険制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。
 - (1) 低所得者層に対する負担軽減策をさらに拡充するとともに、特定世帯及び特定継続世帯に係る保険料の軽減について財政措置を講じること。
 - (2) 特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
 - (3) 乳幼児等に係る医療費助成の市町村単独事業に対しては、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止すること。

7 国民健康保険制度の円滑な実施について

医療保険制度改革法が成立し、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の運営を中心的に担うとした制度の具体化に向けて、市町村との詳細な協議が必要とされております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国民健康保険の都道府県化に向けて、北海道国民健康保険市町村連携会議等において、市町村との役割分担や国保事業費納付金の算定方法等について市町村と十分に協議し、制度が円滑に実施できるよう北海道において積極的に取り組むこと。

8 介護保険制度の円滑な運営について

介護保険制度は、超高齢社会へ向かう我が国において、社会全体による支援体制を確立するため導入されたものであります。

現在、各保険者は介護給付費等の増大により、厳しい財政運営を強いられている状況にあり、制度の持続的かつ安定的な運営の視点に立った対策が急務となっており、実効ある社会保障制度として定着させるためには、国と地方自治体が十分に協議・調整のうえ、適時適切な措置を講じていくことが必要不可欠であります。

また、平成27年度からは、新たな介護保険制度が段階的に施行されているところですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するためには、地域の実情を踏まえた適切な介護報酬の設定のほか、不足する介護人材を安定的に確保することなどが必要であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

1 介護保険制度の見直しについて

- (1) 要支援認定者に対する介護保険サービスの市町村地域支援事業への移行については、山間僻地や離島等受け皿確保の難しい地域で、サービス提供体制や市町村負担の格差が生まれることがないよう、人材や受け皿の確保について広域的な調整ができる制度にするとともに、これに必要な運営費等の支援を図ること。
- (2) 利用者負担の引上げや施設入所者の補足給付に対する資産要件の追加にあたっては、市町村に過重な事務負担とならないように配慮すること。

- (3) 地域医療介護総合確保基金については、地域の医療及び介護サービスの提供体制等に有効活用されるよう、市町村等の意見を十分に聞くこと。（再掲）

2 介護報酬について

- (1) 平成27年度改定において、介護報酬が減額されたが、その改定が及ぼす影響などについて十分に検証し、報酬単価については事業者等の実態を的確に反映し決定すること。
- (2) 介護報酬の介護職員処遇改善加算については、それらが法人・事業所の運営や介護職員の処遇改善に与える影響などについて、引き続きその実態を十分に検証すること。
- (3) 訪問介護事業については、長距離移動等（広域・積雪等）の多い北海道の地域特性を勘案し、報酬の評価や人員基準の弾力化を図ること。

3 介護人材の確保について

高齢化の進行に伴う要介護者の増加に加え、認知症高齢者等に対応する質の高い介護人材の安定的確保が喫緊の課題となっていることから、地域医療介護総合確保基金の拡充など十分な措置を講じること。

4 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、調整交付金は別枠とすること。

5 国が実施している低所得者対策は、利用料の軽減策が十分ではないことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

- 6 介護療養病床廃止の取扱いについては、介護保険料及び地方自治体の財政負担が増大しないようにするとともに、地方自治体や医療機関の意見を十分尊重すること。

（北海道単独事業）

- 7 介護給付費負担金については、市町村介護保険特別会計の財政運営に支障をきたすことのないよう、市町村の所要額を当該年度中に全額交付すること。

9 生活困窮者に対する支援策について

近年、様々な要因から生活困窮に至る人々が増加しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

このため、生活保護受給世帯等に対する自立支援プログラムの策定や、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の支援など、自立・就労に向けた施策を総合的、一体的に実施していくことが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 生活保護制度における生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のうち、システム改修や生活保護手帳等の書籍購入費などの生活保護業務に不可欠な経費については、平成25年度までと同様に10/10の補助額とすること。

また、被保護者就労支援事業については、平成27年度から生活保護法上で位置づけられたところであり、これまでの取組みを持続・強化できるよう、十分な財政措置を講じること。

- 2 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する法の趣旨を踏まえ、事業を円滑に実施するため、生活保護制度に対する措置を下回らない、十分な財政措置を講じること。

10 国民年金事務費交付金に係る超過負担について

法定受託事務は、国が責任を負っている事務であり、これに要する経費については、国において確実に財源保証すべきものであります。

しかしながら、この事務のなかには、経常的に超過負担が発生しているものがあり、市町村財政を圧迫している現状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国民年金事務費交付金については、市町村の超過負担が生じないよう適正に交付すること。

11 総合的な子育て支援策について

子ども・子育て支援に関しては、社会保障と税の一体改革において重点的な分野と位置づけられたところで、少子化対策として待機児童の解消、保育サービスの充実、子育て世帯の負担軽減は喫緊の課題であり、国と地方が協働して推進することが必要であります。

また、総合的な子育て支援策として、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されましたが、具体的な制度運営にあたっては、必要な財源の確保のほか、利用者負担への緩和措置などが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のため、市町村の意見を十分に聞き、待機児童の早急な解消に向けて、認可保育所や小規模保育事業所などの多様な受け皿の整備を進めるとともに、職員の配置基準の弾力化や処遇の改善等に必要な財源を確実に確保すること。

また、制度の改正時には、市町村に対して速やかに十分な情報を提供すること。

- 2 子ども・子育て支援新制度の教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担の上限額については、従来の北海道内の平均額と比べると高額であるため、地域性を考慮した基準を設定すること。

- 3 平成22年度税制改正において、年少扶養控除等が廃止されたが、利用者負担である保育料については、旧税額による算定方法が継続さ

れ、平成23年度から平成26年度までは、国費を含め公費の負担割合は従前どおりとする財政措置がとられたところである。

平成27年度からは、保育料（保育施設等の利用者負担額）の算定方法が変更され、平成26年度に在園している児童については、卒園するまでの間に限り、従来の算定方法の継続が認められ、公費の負担割合も従前どおりとする財政措置がとられる見込みであるが、一方で、平成27年度以降の新規入園児については、これらの財政措置が適用されないこととされたところである。

しかしながら、例えば、兄弟で保育料が異なるなどの問題が生じて、市町村が従来の算定方法を採用せざるを得ない状況もあることから、この場合には、平成26年度の在園児が卒園するまでの期間など当分の間、在園児と同様の財政措置を講じること。

- 4 保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする特例措置の適用にあたっては、所得基準を引き上げることや認可外施設に入所する児童を算定対象とするなど、多子世帯への負担軽減策を拡充すること。
- 5 放課後児童健全育成事業について、職員の確保や待遇改善を図るため運営費の補助基準を引き上げること。特に、少人数の施設や障害児受入施設について、運営実態に即した補助基準となるよう更なる拡充を図ること。
- 6 子ども医療費助成については、これまで地方自治体が先行して実施してきたところであるが、子育て支援策や少子化対策にとって根幹を成すものであることから、全ての子どもが均一に医療給付を受けられるよう、国において国庫補助制度を創設すること。

12 父子家庭に対する福祉行政の充実について

父子家庭については、母子家庭と同様に育児・教育・家事等の面で大きな悩みを抱えているケースが多くあるところです。これまで、児童扶養手当や福祉資金貸付金の対象とされるなど、支援の拡充がなされてきたところでありますが、未だに母子家庭と同一の支援内容とはなっていません。

つきましては、父子家庭に対する支援のさらなる拡充のため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 母子家庭と同様に、自立に向けた支援の必要な父子家庭についても、経済的支援等を含む体系的な支援の整備充実を図ること。

13 公費負担による健康施策支援の恒久化について

少子化対策や健康施策支援に係る公費負担の拡充について、平成28年度においても引き続き助成措置が講じられましたが、少子化対策の基本である安心して妊娠・出産ができる体制づくりや、国民の健康づくりを進める観点から、恒久的な対応が求められるものであります。

また、「脳脊髄液減少症」の治療法の早期確立・患者支援施策の充実などの対応も求められております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 少子化対策や健康施策支援などとして実施、定着している以下の事業については、一過性のものとすることなく、恒久化を図ること。
 - (1) 特定不妊治療費助成
 - (2) 子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の助成
 - (3) 肝炎ウイルス検診の助成
- 2 「脳脊髄液減少症」については、早期に診断基準を明らかにし、診断及び治療法を確立するとともに、患者負担軽減を図るため、保険適用の拡充など患者支援策を推進すること。

14 ワクチンの定期予防接種化について

流行性耳下腺炎による感染症は、重度後遺症の発症頻度が高いため、ワクチン接種による予防が有効でありますので、経済的負担の少ない定期予防接種化を図るとともに、その後のワクチン不足や副反応に対する適切な対応が求められるところであります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 流行性耳下腺炎ワクチンについては、早急に定期予防接種化を図るとともに、他のワクチンと同様の財政措置を講じること。

また、定期予防接種化後にワクチン不足や副反応の出現等により混乱を招くことのないよう、十分な準備期間の確保と情報提供に努めること。

15 発達障害の早期発見・早期療育体制の 充実について

発達障害は、個人により障害の症状、程度が様々であり、早期の発見・療育が必要で、診断には高度な専門性が必要とされます。しかし、現状においては診断が可能な施設や専門医が不足しており、発達障害の発見に時間がかかり、必要な支援が十分にできていない状況であります。

また、子ども発達支援センター等の支援施設においては、専門スタッフが不足し、十分な支援体制がとれていないのが実情であります。

国においては、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援体制整備事業等を推進しておりますが、専門医や保健師等の人材育成などを進め、早期発見・早期療育体制を充実・強化する必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 発達障害に係る診断・診療が早期に対応できるよう、小児科医・児童精神科医等の専門医の養成・確保を推進すること。

また、保護者等への適切な支援を行うため、保健師、保育士など発達障害に関わる職種の人材育成充実・強化するほか、必要な財政支援の充実を図ること。

16 障害者総合支援制度等の円滑な実施について

障害者自立支援制度にかわる「障害者総合支援法」が平成25年4月より施行されたところでありますが、障害者が将来にわたり、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、障害者の実態に即した持続的かつ安定的な制度の運用が重要であります。

特に、入・通所施設の新体系への再編及び対象となる障害の支給決定基準やサービス支給量などについては、制度の谷間を生じない制度設計が必要となります。

また、障害者の計画相談支援についても、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の数が不足しているため、安定した事業運営やサービスの提供に支障が生じている現状にあります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 障害者総合支援法の円滑な実施にあたっては、身体と知的の重複障害者（児）等の重度障害者の実態に即したサービスの充実や、安定的に利用できる環境整備を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、法施行後のあり方の支援の検討にあたっては、市町村等の意見を十分に聞き、わかりやすい内容とするとともに速やかな情報提供を行うこと。

- 2 居宅介護等の訪問系サービスについて、超過負担が生じている市については、国庫負担基準を実態に合わすよう見直しを行うこと。

- 3 自治体が実施主体となって行う地域生活支援事業については、地域生活支援拠点の整備をはじめ、障害者に対して適正な施策が継続して実施できるよう、事業実績に見合った確実な措置を講じること。
- 4 障害者に対する有料道路通行料金割引に係る利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化を図ること。
- 5 障害者の計画相談支援の充実については、以下の措置を講じること。
 - (1) 安定的な事業運営及びサービス提供のため、報酬単価の見直しを行うとともに、必要な財政支援の充実を図ること。

（北海道単独事業）

- (2) 事業者等における相談支援専門員を確保するため、従事者研修の充実を図ること。

17 障害者に対する公共交通機関の 運賃割引の充実について

平成24年9月、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が改正され、精神障害者割引についての規定が明記されたところですが、道内では一部の事業者の実施に止まっている状況にあります。

公共交通機関の運賃割引は、外出機会の少ない障害者にとって、自立や社会参加の大きな支援になるものと考えられます。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 身体、知的及び精神障害者について、障害者の自立と社会参加の支援を図るため、公共交通機関の運賃割引において3障害同一の取扱いとなるよう、事業者に対し指導・要請の徹底を図ること。

特に、精神障害者へのバス運賃割引について、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が平成24年9月に改正されたところであり、その促進に向けて努めること。

18 障害者グループホーム等におけるスプリンクラー整備事業補助制度の継続等について

障害者グループホーム等においては、利用者の安全を確保するため、初期消火に有効なスプリンクラー設置が平成２７年度より義務付けられましたが、多数の施設が未設置である現状から、スプリンクラー設置の助成事業の継続は今後も必要不可欠であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成２７年度からスプリンクラー設置が義務化された障害者グループホーム等に対するスプリンクラー整備補助事業については、事業の継続と財源の確保を図ること。

19 民間シェルター等の安定運営のための運営費助成の拡充について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、平成13年に配偶者暴力防止法が成立し、被害者の一時保護は都道府県の責務とされているところであります。

北海道においては、道立女性相談援助センターでの一時保護のほか、道内8か所の民間シェルターが委託を受けて行っておりますが、施設の維持費など運営が大変厳しい状況にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 配偶者からの暴力被害者の緊急時における一時保護等において重要な役割を担っている委託を受けた民間シェルター等については、施設の維持費など運営費へのさらなる財政措置を図ること。

20 国立大学法人運営費交付金の確保について

国立大学は、地域における「知の拠点」として、幅広い人材の育成など我が国の発展の基礎としての役割を果たしているほか、地域の経済・医療・教育・文化の振興に大きく貢献しており、その役割は一層重要なものとなっております。

とりわけ北海道の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続き、道内自治体の財政問題をはじめ、地域医療、地域格差の問題など、乗り越えなければならない難しい課題が山積しておりますが、今後、道内の国立大学が自治体と連携し、課題の解決に向けて果たす役割は極めて大きなものがあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道の国立大学にあっては、地域の特性を活かした食料供給能力の強化や高付加価値化など、地域資源を活かす研究開発を進めていることから、必要な運営費交付金を措置すること。

また、外部資金の確保の機会が少ない文化系教育系大学について十分な配慮をすること。

21 スポーツの振興について

体育・スポーツ施設は、地域の活性化や健康増進等に資するものであり、また、災害時には地域住民の避難場所になるなど重要な役割を果たしております。

しかし、近年、既存施設の老朽化が進行するとともに、耐震設計基準を満たさない施設については、その改築や耐震補強等の対策が急務となっておりますが、地方財政の逼迫している現状において、その整備が進んでいないのが実情であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地方自治体が設置する体育・スポーツ施設については、スポーツの振興はもとより、その整備が計画的に推進できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、災害時には避難場所になるなど地域において重要な役割を果たすことから、耐震補強事業等について財政支援を拡充し、施設の整備促進を図ること。

22 北海道観光の振興について

北海道においては、観光がリーディング産業として重要な役割を担っており、新たな事業や雇用を生み出し、地域経済への波及効果の高い重要な成長分野であります。

今後、さらなる外国人観光客の呼び込みやリピーターの確保に向け、様々なニーズに対応した満足度の高い魅力ある観光圏域の創造や北海道の恵まれた観光資源を活かした観光産業の育成・強化を図るため、制度の創設と体制の拡充が必要であります。また、平成28年3月開業の北海道新幹線の波及効果の拡大に向け、総合的な施策の構築が急務であります。

つきましては、次の事項について国に強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 安心・快適に道内観光地を周遊するため交通インフラ等の整備を促進すること。
 - (1) 高規格幹線道路及び空港・港湾等へのアクセス道路の整備促進を図ること。
 - (2) 北海道新幹線の開業により、増加が見込まれる観光客等利用者の道内各地への周遊を促し、全道に開業波及効果をもたらすために、以下の対策を促進すること。
 - ・ 広大な北海道において、航空機による利用に應えるため、道内・道外路線の充実を図るとともに、函館空港をはじめ道内空港の整備を促進すること。
 - ・ 道内の各空港へのアクセス道路や圏域間を結ぶ高速道路等の整

備を加速すること。

- 新幹線駅から道内各所の観光地や主要都市などに快適・円滑に移動できるよう、利便性の高い交通ネットワークの整備や二次交通の確保に対する市町村等の取組みに対し支援を行うこと。

(3) 外国語併記の観光案内標識の設置やまちの景観の整備など、観光客の受入に係る施設の整備を支援すること。

2 外国人観光客の誘致を促進するため、規制緩和等を推進すること。

(1) 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置や特定免税店制度など、財政上、税制上又は金融上の特例的な措置を創設すること。

(2) 外国人の出入国に対応できる空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に、関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾における需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

(3) 訪日個人観光ビザの発給要件を更に緩和すること。

(4) 中国からの定期便の新千歳空港への乗り入れ規制を更に緩和すること。

3 観光資源の更なる充実や外国人が安心・快適に旅行することができる環境づくりなど、観光地としての国際競争力を高める取組みを支援すること。

(1) 北海道の農水産物や景観などを活かした魅力ある地域ブランドの創出に向けた取組みの支援を拡充すること。

(2) 外国人観光案内所の機能向上や観光施設等におけるICT端末を活用した多言語対応の促進、外国人旅行者向け無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者の受入環境整備事業の拡充を図

ること。

- (3) 外国人患者を受け入れる医療機関の充実や情報の周知促進、保険手続き等の体制整備など、不慮の怪我等に迅速に対応できる環境を整備すること。

(北海道単独事業)

- (4) 北海道の豊かな自然を満喫できる多様なアクティビティーを国内外の観光客へ提供するにあたり、その一環として自転車の利用を推進するため、北海道公安委員会の規則により規制されているタンデム自転車の二人乗り規制を解除すること。

23 雇用対策について

北海道の地域経済においては、全国に比べて景気や雇用回復に遅れがみられ、公共投資や輸出の減少などにより、引き続き厳しい経済環境にあります。

このようななかで雇用対策としては、介護や医療等の分野における雇用創出や新卒者等の雇用奨励などが講じられており、高卒就職内定率などに一部改善が認められますが、その環境は依然として厳しい状況にあります。

また、シルバー人材センターが地域における高齢者の就業機会の確保などで果している大きな役割に配慮することが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 昨今の雇用情勢は総じて改善しているが、介護・医療・農林・環境・建設等の分野においては、人手不足等が依然として生じていることから、再就職・能力開発対策、雇用の確保対策を着実に推進し、雇用の維持を図ること。
- 2 ジョブサポーターや新卒応援ハローワークなどの就職支援策を着実に実行し、新卒者などに対する支援を促進すること。
- 3 地域若者サポートステーション事業は、ニート等の若者の職業的自立支援として、道内8箇所で開催されているが、その機能が十分発揮できるよう、受託団体への事業費の確保を図ること。

- 4 季節労働者対策を進めるため、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大及び建設事業主等の取組みへの支援の充実・強化を図ること。

また、特例一時金については40日の暫定措置を堅持すること。

- 5 シルバー人材センターは、援助事業費の削減により、事業運営に大きな影響を受けているが、地域における高齢者の就業機会の確保などで大きな役割を果たしている同センターの機能が十分発揮できるよう財政支援の充実を図ること。

24 企業立地促進法に基づく支援措置の拡充等について

北海道においては地域経済の活性化が大きな課題となっており、企業誘致に向け、多くの市が力を注いでいるところであります。なかでも企業誘致を支援している企業立地促進法の指定は、18の地域で受けているところであります。

誘致にあたっては、製造業や情報関連産業などの業種から、機械・装置等の投資額が大きな負担となっており、地方自治体による支援措置の拡充に対する要望が強く寄せられております。

また、国内企業が厳しい国際競争を勝ち抜くためには、支援措置をより一層強化することが大きな課題となっております。

つきましては、企業立地促進のため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地域への企業立地を促進するため、企業立地促進法に基づく地方交付税の減収補填措置の対象を以下のとおり拡大すること。
 - (1) 製造業や情報関連産業などの業種における機械・装置など地方税法で定める償却資産を対象とすること。
 - (2) 地域の産業活動を持続的に発展させていくため、新しいエネルギーや省エネルギーに関連する業種についても対象とすること。

25 中小企業者に対する金融支援について

北海道の地域経済は、緩やかな回復傾向があるものの、道内中小企業をとりまく経営環境は依然として厳しく、予断を許さない状況にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 中小企業の資金繰りの確保の充実を図るため、金融機関へ実効性のある施策を講じること。

また、セーフティネット保証制度については、地方の経済状況等を勘案し、対象業種の拡大など、総合的な中小企業対策を実施すること。

26 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業の 発展的継続について

平成24年度から実施されている「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」については、これまでも、海外産炭国の技術者の受け入れや国内技術者の海外派遣などにより、関係国から高い評価を受けてきているところであります。

また、将来に向けた様々なエネルギーの確保の観点からも、この事業を長期的に継続することが重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」は、研修を通じてアジアの産炭国に高度な採炭・保安技術を技術移転することにより、生産の安定性が向上され、我が国への石炭エネルギー資源の安定供給および産炭国との関係強化に大きく寄与していることから、平成29年度以降においても技術移転対象国の拡大を図るとともに、必要な財源を確保し、事業の長期継続を図ること。

27 外国における日本地名等の商標登録出願対策について

近年、外国において、我が国の地名を用いた商標が第三者によって、出願・登録されるという問題が生じています。こうした状況は、我が国の企業がビジネスを展開する上で、大きなリスクとなるおそれがあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 外国における日本地名等の第三者による商標登録出願を防止するため、国が実施している中国等に関する商標登録出願調査の対象を全地方自治体に拡大するとともに、関係国と協議を行うなど、対策強化を図ること。

28 農業の振興について

北海道の農業は、我が国における食料の安定供給に重要な役割を果たしているところであります。

現在進められている農業分野の規制改革の実施にあたっては、生産現場に混乱が生じることのないよう慎重な対応が必要です。

また、国民への安全・安心な食料の安定供給のため、病虫害対策を継続かつ安定的に実施することが不可欠であります。

つきましては、次の事項について国に強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 農業分野の規制改革における具体的な取組みにあたっては、農地所有適格法人への参入の要件緩和などにより、生産現場に混乱が生じることのないよう、道内の農業関係者等の意見を広く聞くなど、地域の実情を十分に把握したうえで進めること。
- 2 馬鈴しょの重要病虫害であるジャガイモシロシストセンチュウなどの対策として、抵抗性品種の開発及び根絶に向けた研究を促進し、効果的な対策を講じること。

（北海道単独事業）

- 3 農業改良普及センターの普及指導員については、減少を続けてきており、これまで、その増員を求めてきたところである。

新たな普及活動計画においては、減少後の人員を基に配置定数が示されたところであるが、営農転換などをはじめとし、生産者がきめ細

やかな指導や相談を得ることができるよう、その増員を図ること。

29 林業の振興について

森林は、国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有していることから、健全な森林の維持管理が強く求められています。

このような中で我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める豊かな北海道の森林は、重要な役割を果たしております。

豊かな森林を次世代に引き継ぐためには、森林・林業基本計画を着実に推進し、長期的な視野に立った適切な森林の管理を通じて、多面的機能の発揮を促進する具体的施策が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有する森林の整備・保全が必要であることから、森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

30 未来につなぐ森づくり推進事業の充実について

多面的な機能を有している豊かな森林を次世代に引き継ぐためには、長期的な視野に立った適切な森林の管理が必要不可欠であります。

北海道においては、植栽事業について、平成23年度から「未来につなぐ森づくり推進事業」が実施され支援措置が講じられておりますが、林業サイクルを保った健全な森林の維持管理のためには、植栽後の保育事業についても強化することが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 伐採後の確実な植林等を推進するため、植栽後に必要となる下刈、除間伐の保育事業に係る森林所有者への支援措置を講じること。

31 外国との漁業交渉等について

北海道は、我が国最大の水産物供給基地として、良質な水産物を安定的に供給しておりますが、水産資源の減少や漁業就労者の高齢化など環境は厳しさを増しています。

また、近年のロシアにおける漁業資源管理体制は極めて厳しく、北海道の漁業に深刻な影響を与えております。

さらに、北太平洋の公海におけるサンマ資源等についても関係各国と連携し、適切な資源管理が必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 ロシア漁業資源管理体制に対応するため、対ロシア漁業外交を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する側面的支援を強化すること。
- 2 北太平洋の公海におけるサンマ資源等の持続可能な利用のため、平成27年7月に発効した「北太平洋漁業資源保存条約」に基づき設置された「北太平洋漁業委員会」で協議を進め、関係諸国と連携し、早期に適切な資源管理が行われるよう積極的に対応すること。

32 水産業の振興について

北海道は、我が国最大の水産物供給基地として、良質な水産物を安定的に供給しておりますが、水産資源の減少や漁業就労者の高齢化など環境は厳しさを増しています。

今後も良質な水産物を安定的に供給するためには、栽培漁業の推進や漁港施設の整備など漁業生産性の向上を図る必要があります。

つきましては、次の事項について適切に対応されるよう強く要請いたします。

記

- 1 栽培漁業基本計画に基づき、その実施計画に盛り込まれている栽培漁業海域拠点センターを早期に設置すること。
- 2 漁港施設の機能維持等を図るため、水産物供給基盤機能保全事業などによる漁港整備を計画的に進めること。

33 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する 対策について

サケ・マス流し網漁は、長い歴史を有しており、道東における地域経済の中核を担う重要な産業であります。ロシアにおいて、平成28年1月から排他的経済水域でのサケ・マス流し網漁を禁止する法律が成立したことから、流し網漁の操業が困難となりました。

サケ・マス流し網漁の禁止は、漁業者はもとより、水産加工、運輸、船舶資材など関連産業にも甚大な影響が及び、地域経済の崩壊に繋がることが懸念されます。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成28年1月よりロシア水域でのサケ・マス流し網漁が禁止され、漁業者や水産加工、運輸、船舶資材など関連産業はもとより、地域経済にも甚大な影響が及ぶことから、代替漁法によるロシア水域でのサケ・マス漁業が存続できるように、強い意志をもって、ロシア政府との交渉に取り組むとともに、漁業者など関係者の意向を十分聞いた上で、中長期的な視点に立ち、関係者の生活の安定や地域経済の維持などに有効な対策を講じること。

34 海獣との共存に向けた漁業被害に対する 新たな補償制度の創設について

北海道沿岸においては、ここ十数年トド・アザラシなどの海獣によって、膨大な漁業被害が発生しており、特に小規模沿岸漁業が多い日本海沿岸地域の自治体にとっては、漁業社会の存続が危ぶまれるほどの打撃となっております。

また、海獣による漁業被害が急激に増加しているところですが、トド・アザラシなどは絶滅危惧種等の保護動物に指定されていることから、本格的な駆除対策を取ることができない状況にあります。

これまでも国の補助制度などを活用して、生態調査や追払いなどを実施してきたところではありますが、漁業被害の防止と絶滅危惧動物の保護との均衡ある施策を見いだせない状況であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 トドやアザラシなどの海獣により増大する漁業被害については、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填など、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

35 エゾシカによる被害対策について

近年、北海道におけるエゾシカによる農作物等への被害は道内全域に広がっており、エゾシカの生息数や被害額は高水準にあることから、この対策には広域的な施策が必要であります。

つきましては、次の事項についてさらに適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地域におけるエゾシカの被害対策を強化するため、「鳥獣被害防止総合対策」の推進に必要な予算を確保するほか、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく対策を効果的に実施するため、夜間の猟銃使用を可能とするなど、市町村の計画する事業内容について、弾力的な運用ができるよう必要な対策を講じること。

36 北海道の開発行政について

北海道は、ゆとりある広大な土地と豊かな自然に囲まれ、この地域特性を生かした観光の振興とともに、我が国最大の食料供給地域としての役割を担っております。また、同時にＩＴやバイオなどの先端産業の発展に大きく貢献しているところでもあります。

今後においても、北海道がそのポテンシャルを活かし、我が国の成長にさらに貢献し、北海道各地域の均衡ある発展を実現していくためには、将来に向けた社会資本の整備を計画的かつ着実に進めていかなければなりません。

つきましては、北海道の自立型経済を確立し、国土の発展を促進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう要請いたします。

記

- 1 北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

また、今後の道州制などの検討にあたっては、北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

37 社会資本整備総合交付金事業について

社会資本整備総合交付金は、平成22年度より、個別補助金を一つの交付金に一括し、自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金として創設されたものであります。

北海道においても、各自治体が社会資本総合整備計画を作成し、事業を実施しているところであります。

しかしながら、要求額に対して大幅な減額が行われるなど、必要な交付額が十分に確保されず、計画の変更を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 道路事業や下水道事業などの社会資本整備事業を計画的に推進できるよう、必要な交付額を確保すること。

特に、重点配分事業や継続事業については、事業規模の縮小や事業期間の延伸などの支障を来さないよう予算措置すること。

38 北海道新幹線の建設促進等について

北海道新幹線（新青森・札幌間）は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、「北の大地 北海道」が、その個性を生かし、活力と魅力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

また、東北、北関東、首都圏との文化・経済交流の促進や新産業の創出等、北海道の様々な産業分野へ波及効果をもたらし、北海道の活性化に極めて大きな役割を果たすものであり、その効果が最大限に発揮される札幌までの早期完成は、道民の悲願であります。

新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などを整備する必要があります。

つきましては、次の事項について特段のご配慮をいただきますよう強く要請いたします。

記

- 1 新函館北斗・札幌間の早期完成を図ること。
- 2 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決を図ること。
- 3 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

- 4 新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などの整備に対し、社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

39 並行在来線事業者に対する支援の強化等について

北海道新幹線の開業に伴い、ＪＲ北海道から経営分離された並行在来線は、地域住民にとって欠かすことのできない交通手段であります。多額の初期投資や収益性の低さなどから、厳しい経営が予想され、運営会社や地方公共団体に対する支援制度の拡充・創設が必要であります。

つきましては、次の事項について特段のご配慮をいただきますよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道新幹線の開業に伴いＪＲ北海道から経営分離された並行在来線に対して、安定的に維持・存続が図られるよう以下の措置を講じること。
 - (1) 設備投資及び維持管理経費に対する助成措置の拡充
 - (2) 寝台特急列車の廃止に伴う減収などの赤字補填や運営費の支援制度の拡充
 - (3) ＪＲ路線との乗継運賃の割引に対する支援制度の創設
 - (4) ＪＲからの譲渡資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充
 - (5) 平成２７年１月に政府・与党申合せにより示された、平成４３年度以降の貨物調整金制度の見直しにあたっては、新幹線貸付料の活用などに加え、幅広い観点による新たな財源を確保すること。

40 北海道新幹線開業による波及効果の拡大について

平成28年3月の北海道新幹線の開業により、道南地域を中心に波及効果が現れておりますが、今後、観光やビジネスなど様々な分野での交流拡大が一層期待されているところであります。

観光客等利用者の道内各地への周遊を促し、全道に開業波及効果をもたらすためには、道内観光地や主要都市などを移動するための交通インフラ等の再構築と整備が急務であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 広大な北海道において、航空機による利用に應えるため、道内・道外路線の充実を図るとともに、函館空港をはじめ道内空港の整備を促進すること。
- 2 道内の各空港へのアクセス道路や圏域間を結ぶ高速道路等の整備を加速すること。
- 3 新幹線駅から道内各所の観光地や主要都市などに快適・円滑に移動できるよう、利便性の高い交通ネットワークの整備や二次交通の確保に対する市町村等の取組みに対し支援を行うこと。（再掲）

41 J R 北海道の安定的な経営に向けた支援について

北海道は、面積が広大で人口密度が小さく、積雪寒冷地という鉄道事業にとって不利な地域であり、そのため、J R 北海道は、厳しい運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、J R 北海道は、具体的な線区を示した上で、抜本的な見直しを行うため関係団体との協議を行うこととしており、関係自治体及び地域住民に大きな不安が広がっております。

鉄道は、通院や通学などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人の交流や物流輸送の基幹をなし、産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取り組みにおいても、極めて重要な社会資本であることから、拙速な路線の見直しは、住民生活はもとより、観光産業など本道経済に甚大な影響を及ぼすものと危惧されております。

北海道の各自治体は、今後ともJ R の利用促進に向け様々な施策を講じて参りますが、国においては、J R 北海道が将来にわたり安定的な運営を行い、路線を維持・存続できるよう、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

1 J R 北海道の経営再建に向けた抜本的な見直しについて

経営安定基金の運用益は金利の低下により大幅に低迷している状況にあることから、脆弱な経営基盤を再建し、将来にわたり安定した経営を行うことができるよう、J R 北海道への国の支援のあり方について、抜本的な見直しを行うこと。

2 老朽化した施設の保全・更新や災害対応について

積雪寒冷な気候により劣化が進んでいる施設の補修や施設の耐震化が喫緊の課題となっていることから、これらの安全対策上必要となる費用について支援措置を講じること。

また、平成28年8月中旬から複数回にわたり本道に上陸した台風の被害により多額の路線復旧費用や運休による大幅な減収が生じており、路線の復旧対策に係る補助率の引き上げを含め、補助制度の強化充実を図ること。

3 貨物列車の運行における負担の軽減について

JR貨物から支払われる線路使用料には、線路保守に関わる建設勘定経費や人件費は含まれておらず、旅客会社が路線の維持管理経費の多くを負担している。特に、JR北海道においては、JR他社と比較して貨物輸送の割合が高いことから、大きな負担となっている。

食料の安定供給を担うJR貨物の運行は、北海道のみならず、日本全体で維持すべき重要なネットワークであり、JR北海道に対する負担軽減のため、線路使用料の見直しに向けた支援も含め、幅広い検討を行うこと。

4 増収策への支援について

訪日外国人の利便性向上や鉄道施設のバリアフリー化による利用促進など、JR北海道が鉄道事業の増収につながる対策を積極的に実施できるよう、補助事業の補助率の引き上げや金融上の優遇措置を含め、支援措置を講じること。

5 安全運行体制の構築に向けた支援について

ハード・ソフト両面の安全対策には、膨大な費用と時間が必要であり、脆弱な経営基盤にあるＪＲ北海道が、早急に安全運行体制を構築することができるよう、安全投資への十分な資金の確保に向けた必要な支援を行うこと。

42 道内鉄道路線網の維持・存続に向けた対応について

北海道は、面積が広大で人口密度が小さく、積雪寒冷地という鉄道事業にとって不利な地域であり、そのため、ＪＲ北海道は、厳しい運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、ＪＲ北海道は、具体的な線区を示した上で、抜本的な見直しを行うため関係団体との協議を行うこととしており、関係自治体及び地域住民に大きな不安が広がっております。

鉄道は、通院や通学などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人の交流や物流輸送の基幹をなし、産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取り組みにおいても、極めて重要な社会資本であることから、拙速な路線の見直しは、住民生活はもとより、観光産業など本道経済に甚大な影響を及ぼすものと危惧されております。

各自治体は、今後ともＪＲの利用促進に向け様々な施策を講じて参りますが、北海道においては、道内鉄道路線網の維持・存続に向けて、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道として、道内の鉄道路線網を確保するためのビジョンを明確に示すこと。
- 2 北海道の主導のもと、各種関係団体との連携を図りつつ、ＪＲ北海道との協議に臨むとともに、国に対してＪＲ北海道への更なる支援を強く求めること。

43 高規格幹線道路網をはじめとする 道路整備の促進について

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から市町村道に至るまで中長期的な視点に立ち、体系的かつ計画的に整備されるべきものであります。

北海道は国土の22%という広大な面積を有し、190万都市札幌を擁する道央圏域を中心に100km以上の間隔をおいて、国内の他地域では県庁所在地に匹敵する都市を核にした6圏域が、それぞれ独自の生活経済圏域を形成しております。

このようなことから、北海道内において地域振興や社会経済活動の活性化を図るためには、各圏域間を連携する高規格幹線道路をはじめとした、各種道路の一層の整備促進が極めて重要な課題であります。

現在、北海道における高規格幹線道路の整備は計画路線の約60%にとどまり、札幌を中心とする道央圏を除いては、いまだネットワーク化が図られておらず、その効果が十分に発揮されていない現状にあります。

さらに、橋梁、トンネルなどの道路インフラにおいて、近年、老朽化による重大な事故が発生していることから、国民が安心して道路を使用するための対策が重要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。

- (1) 着手している区間の早期完成を図ること。

(2) 新直轄方式区間のうち当面着工しないとされる区間については、早期着手を図ること。

(3) 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。

2 一般国道自動車専用道路整備の重点化・効率化を図ること。

3 地域高規格道路の整備促進を図ること。

4 一般国道の整備促進を図ること。

5 第8期北海道総合開発計画を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が必要としている道路整備が遅れることがないようにすること。

6 道路管理者に義務付けられた5年に1度の道路施設の点検については、市町村の負担を軽減するため、補助制度の充実など財政措置を講じるとともに、技術的支援を必要とする市町村への対応を図ること。

44 道路標識等に係る予算の確保について

地域における交通安全については、交通安全対策基本法により、地方公共団体が地域の実状に応じた施策を講じることとなっておりますが、交通規制に係る道路標識や信号機等の設置は、主に北海道公安委員会において所管しているところであります。

近年、交通弱者である子どもや高齢者の交通事故等の発生を受け、地域住民から道路標識の設置等、早急な対応を求められている現状にあります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 市町村の交通安全対策の充実が図られるよう地域の実状を踏まえ、道路標識や信号機等の設置に係る予算を十分に確保すること。

特に、児童生徒の通学路等に係る安全確保に資するものについては、速やかな設置に努めること。

45 治水事業等の整備促進について

北海道は広大な面積を有し、しかも大雨・豪雪・地震及び火山噴火などの自然災害が多いことから住民の生命と財産を守り、経済活動と生活基盤を確保するため、治水事業等の整備促進は必要不可欠であります。

これまでも、台風や地震により人命、財産はもとより、経済活動及び道民生活に極めて大きな被害が出ております。

このため、安全で活力ある国土基盤及び地域生活基盤の形成に向けた治水事業等を一層促進する必要がありますので、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 大雨、地震などの自然災害に備え、河川事業、砂防事業等について積極的に整備を進めること。

特に、現行の河川整備計画に基づく事業を円滑に推進すること。

- 2 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

46 港湾施設の整備促進等について

各港湾は、船舶による大量かつ低コストでの交通運輸の拠点として農畜産物の大量輸送、工業製品等の効率的な輸移出入、観光振興の拠点として地域住民や国内外の人と物の交流、さらには大規模災害時における防災機能の発揮など極めて重要な役割を果たしております。

また、経済のグローバル化により、今後、ますます拡大する国際貿易や国内物流において、我が国の物流拠点や備蓄基地を整備していく必要があります。特に地震多発地帯である北海道の港湾においては、耐震強化岸壁の整備を早急に進める必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道の国際的な経済連携の促進や、基幹産業の競争力を高めるため、海上コンテナや大型クルーズ客船などに対応する港湾機能の高度化を図るとともに、外国人観光客の受入や地域での交流、観光の拠点となる「みなとオアシス」などの機能強化を図ること。

また、国際バルク戦略港湾をはじめ、港湾の施設整備を促進すること。

- 2 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。

- 3 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・係留施設等の維持管理について、国の支援のさらなる充実を図ること。

47 空港の整備促進と運営について

北海道は首都圏や関西圏から遠隔の地にあることから、長距離を短時間で結ぶ航空交通が重要であり、人的交流や物流の拡大、さらには急増する外国人観光客への対応など観光振興の面からも、道内各空港の整備は欠くことのできない重要な基盤整備の一つであります。

特に、新千歳空港については、国内の基幹空港として、また北海道における最大の空の玄関口として重要な役割を果たしており、今後一層の国際化を図るため、滑走路延長などの機能充実を図る必要があります。

つきましては、空港の一層の活用をはかり北海道の自立型経済を発展させるため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。

また、近年急増する外国人観光客やLCCの就航等に対応した施設整備、受入体制の強化を図ること。

- 2 新千歳空港は、長距離国際路線の安定就航が可能な空港となるよう滑走路延長等、空港機能の一層の強化を図っていくこと。

また、北海道の空の玄関口として、周辺沿道に北国らしい樹木を植栽するなど、景観整備を行うこと。

48 水道施設の地震対策等に対する 財政支援の拡充について

近年頻発している地震災害等から市民生活を守るには、重要なライフラインである水道施設の耐震化や老朽管の早期更新は欠かせないものがあります。

しかし、広大な土地を有する北海道においては、水道管の延長が長いほか、水道管耐震化等の事業の補助対象外である塩化ビニル支管や鋼管を多く使用しているため、水道管の耐震化、老朽管の更新が進んでおりません。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 市民の重要なライフラインである水道施設の耐震化及び老朽管更新を進めるため、水道管耐震化事業及び老朽管更新事業における補助対象を全ての管種に拡充するとともに、配水本管のみならず一定口径以上の配水支管を加えるほか、資本単価要件の拡大を図ること。

49 水資源の保全について

北海道の有する豊かな水資源は、生活環境の形成や農業の発展、水産資源の維持に大きく貢献しており、水源を涵養する森林は将来にわたって引き継いでいかなければならない貴重な財産であります。

近年、北海道においても、海外資本等による森林の取得が進んでいる実態が明らかとなっており、水源地域等の森林の売買に対して「北海道水資源の保全に関する条例」が施行されたところでありますが、水資源の保全を確実に行うためには、さらに国における制度構築が必要です。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地の売買に関する新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

50 防災・減災及び老朽化対策の強化について

東日本大震災による巨大地震と大津波は、これまでの防災対策の想定をはるかに超えた大規模災害であり、東北地方をはじめとし、広範囲に甚大な被害をもたらしました。また、平成28年4月には熊本地震が発生し、熊本県・大分県を中心に、一般住宅はもとより、道路・上下水道などの公共インフラや市町村庁舎に多大な被害が生じたところであります。

今後も大規模地震や津波の発生が想定されるなか、地方自治体においては、国の防災計画の見直しに合わせ、新たな地域防災計画を策定し、災害に強く住民が安心できる、様々な対策を早急かつ継続的に実施する必要があります。

一方、改正耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務化された建築物の診断結果については、その公表により大きな影響が考えられることから、慎重に対応する必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。
- 2 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などをさらに促進するため、補助率の拡大など補助制度の充実を図るほか、緊急防災・減災事業の

継続と必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。

- 3 平成28年4月の熊本地震では、複数の市町村で庁舎が損壊し、被災者支援や応急・復旧対策に支障が生じたところである。道内市町村の庁舎については、耐震化率が6割程度にとどまっているが、市町村庁舎は、災害時に災害対策本部が設置されるなど、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うことから、その建替えについては、耐震化を目的とした改修などとの均衡を考慮し、一定部分について緊急防災・減災事業の対象とするなど、早急に財政措置を講じること。

また、平成28年度までとなっている緊急防災・減災事業債については、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

（再掲）

- 4 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断が義務化された建築物の診断結果については、その公表により大きな影響が考えられるため、改修の規模や期間、費用等のほか、所有者の実情にも十分配慮し、慎重に対応すること。

- 5 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。

- 6 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

7 地域における防災・減災対策を強化するため、JR路線への踏切や高架橋新設を含む避難路の整備、津波避難タワー等の設置、避難所における発電機等の資器材の整備や食糧の備蓄、自主防災組織の活動支援、災害時要援護者対策など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政支援措置の継続・拡充を図ること。

51 平成28年8月からの大雨等災害に対する支援について

北海道では平成28年8月以降、台風第7、11、9、10号及び台風第13号から変わった低気圧が相次いで上陸し、集中豪雨に伴う河川の氾濫による住宅や農地への浸水、土砂災害、道路・堤防・橋梁・鉄道施設等の損壊、収穫を控えた農産物や畜産・水産物等について、全道各地で甚大な被害が発生しました。

今後、河川や道路、橋梁、鉄道施設などの社会資本や農林水産業の生産基盤の復旧、商工業や観光業の回復と今後の防災・減災対策の確実な実施には、長期にわたる支援の継続が不可欠です。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

1 被害を受けた河川や道路、橋梁、鉄道等の施設については、早期復旧を図ること。さらに、本格復旧に当たっては単なる原形復旧に留まらず、将来の防災・減災を見すえた改良復旧など、抜本的な対策について柔軟な対応を図ること。

2 被害を受けた農地や農畜産物の生産・加工施設等の復旧に係る経費の支援を行うとともに、被災農業者への経営支援を行うこと。

また、漁船や漁具等の漁業施設や増養殖関連施設等への復旧支援を行うとともに、被災漁業者への経営支援を行うこと。

さらに、暴風による森林の倒木被害について、倒木の除去と被害地への再造林の実施に当たり、森林所有者の負担を最小限に抑えるよう、

必要な支援を行うこと。

- 3 被災した中小企業・小規模事業者の早期経営再開や雇用の維持のため、各種補助金等の予算を確保し、支援を行うこと。

また、相次ぐ宿泊施設の予約キャンセルや風評被害などにより、本道の観光業は大変厳しい状況にあることから、北海道観光に関する正確な情報発信や誘客キャンペーンの実施など、観光需要の早期回復に向けた特段の支援措置を講じること。

52 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所における事故は、国民の生活、地域経済、環境に対し、甚大な被害を与えるものとなりました。

平成26年4月に、この原子力発電所事故後初めてとなる「エネルギー基本計画」の改定がなされたところでありますが、中・長期的なエネルギー政策のあり方については、さらに国民的議論を尽くした上で必要な措置を講ずるべきであります。

このようなことから、原子力発電所事故の教訓を踏まえ、将来的には原子力に過度に依存することのないよう、再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むとともに、原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努める必要があります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された、大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

【エネルギー政策の確立】

- 1 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

2 長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ること。

また、中小水力・地熱発電開発費等補助金など再生可能エネルギー普及促進を目的とした既存の制度の維持及び拡充を図ること。

3 再生可能エネルギーの普及促進には、発電事業者から電気事業者への送電設備など電力系統の整備が必要であるが、遠隔地を送電する発電事業者においては、費用負担が大きいことから、その負担が軽減されるような仕組みを構築すること。

4 北海道が有する豊富な石炭資源について、石炭地下ガス化や石炭層メタンガスの利用など、クリーンエネルギー化による有効活用を国のエネルギー政策の重点事項の一つとして位置づけ、石炭エネルギー関連研究施設を設置するなど積極的な推進を図ること。

5 北海道においては現在も採炭事業が継続しており、地域資源の有効活用と安定的な電力供給を図る上から、地産地消型の石炭火力発電所の新設など、地域に存在するエネルギー資源の効果的な活用に向けた取組みを推進すること。

（北海道単独事業）

6 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」の制定趣旨に鑑み、太陽光・風力発電の推進や地熱発電・海洋エネルギーの促進など、北海道の特色を活かしたエネルギー政策の展開について、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、着実な実施を図ること。

【原子力発電所への対応】

- 7 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

ついでには、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

- 8 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

- 9 放射性物質による環境汚染を防止するため、新たな規制の仕組みの導入や関係制度の見直しを早急に進めること。

（北海道単独事業）

- 10 「原子力防災に関する連絡会議」の充実強化を図ることにより、泊原子力発電所の安全対策や、北海道原子力防災計画の見直しの状況について、なお一層、その情報を道内各市に発信し、わかりやすく説明するとともに、各市の意見を聞く機会を設けること。

53 北方領土の早期返還について

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方四島の返還実現は、元島民はもとより全国民の多年にわたる悲願であります。

しかし、北方領土問題の発生から70年以上が経過した今日もなお、問題解決の兆しが見えないことに、憤りさえ覚えるところであります。

そうした中、平成28年9月に行われた日ロ首脳会談においては、プーチン大統領が本年中に訪日することが合意されたことから、今後の平和条約の締結に向けた具体的な進展を、強く期待するものであります。

返還要求運動の中心を担ってきた元島民の高齢化が著しいことから、一刻も早い領土返還に向けた戦略的環境づくりのための事業等を推進することが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- 2 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。

- 3 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- 4 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の検討を積極的に進めること。
- 5 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

54 北海道の自衛隊の体制強化について

北海道は、自衛隊創設当初から長きにわたり自衛隊を支え、広大で優れた演習場等、さらに道民の理解など、良好な訓練環境があり、国の防衛政策に大きな役割を果たしてきております。

また、東日本大震災を教訓とし、大規模災害発生時においては72時間が生死を分けるターニングポイントといわれており、特に北海道は広大で海に囲まれ、各地からの部隊集結に時間を要することから、各地域に自衛隊が引き続き配備されることが重要であります。

したがって、自衛隊の体制については、これまで北海道が果たしてきた国の防衛や国際協力等への積極的な支援・協力のほか、特に大規模災害への対応状況や、地域経済とまちづくりへの影響などにも十分配慮し、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 自衛隊は我が国の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、国土の約22%という広大な土地を有する北海道の自衛隊の体制を強化すること。

また、災害時における自衛隊の救援活動の重要性などに鑑み、人的体制を拡充し、充足率の向上を図ること。

55 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について

北海道は四季の変化に富み、夏季・冬季いずれのスポーツ競技にも適した環境が整っており、食や観光の地域資源にも恵まれています。この環境を生かして、道内各地で国際競技レベルの選手による各種のスポーツ合宿が行われてきた実績があります。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、道内からはすでに複数の市がホストタウンとして登録されており、合宿誘致への機運が高まっているところであります。

今後、さらにスポーツ合宿の適地としてのポテンシャルを高めることで、国内外の選手の育成・強化に貢献するとともに、地域経済の活性化を図るため、道内市町村は、国際競技大会に向けた合宿誘致に積極的に取り組んでまいります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 競技施設や宿泊施設等の受入環境をはじめ、関係団体との連携やホスピタリティ向上のノウハウなど、ハード・ソフト両面において、きめ細かな相談ができるよう、窓口の充実を図ること。
- 2 国やJOC、日本体育協会等の関係機関が、誘致市町村の競技施設や受入環境に関する情報を、海外の競技団体等に対して積極的に発信することで、誘致機会の増大を図ること。

- 3 代表選手層の育成・強化とともに、選手層の底上げを図る環境を整えるため、国際競技の水準を満たす競技施設の整備や改修に伴う財政措置を講じること。
- 4 外国語表記など受入環境の整備や市町村に対する受入ノウハウの提供などの支援策を講じるとともに、訪日した選手や観戦者を道内へ誘導するための観光PRに努めること。
- 5 道内への航空ネットワークの拡充や高規格幹線道路をはじめとする交通インフラの整備、バリアフリー環境の推進などを積極的に進めるために必要な財政措置を講じること。

56 新たな情報通信技術戦略の推進について

国における情報通信技術の推進に関しては、これまでe-Japan戦略など様々な事業が打ち出されてきており、情報通信のネットワークは、他の公共基盤と同様、産業・社会全般にとって不可欠な活動基盤となっています。

広大な面積を有する北海道では、特に過疎地域などエリアカバーが低水準の地域も多く、現状では必ずしも十分な成果が得られていないことから、光ファイバーによる基盤整備等を通じて、地域の安全・安心の確保、産業の活性化、地域振興などの推進を図る必要があります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 新たな情報通信技術戦略の推進にあたっては、条件不利地域における携帯電話の不感地域の解消や未整備であるブロードバンド環境等の情報通信基盤について、ユニバーサルサービス制度の位置づけとし、市町村の負担を求めることなく、基盤整備を図ること。
- 2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、通信事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差の解消を図ること。

57 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について

平成23年7月にアナログ放送から地上デジタル放送へ移行しましたが、デジタル放送の電波が届かない、新たな難視聴地域の解消を目的とした共聴施設等の設置により、電柱共架料等の維持管理経費や老朽化に伴う施設・設備の更新費用が新たに必要となります。

とりわけ北海道は広大な面積を有し、山間部など条件の不利な地域が多いことから、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 地上デジタル放送対応後に新たに必要となる電柱共架料等の維持管理経費、さらには共聴施設・設備の老朽化に伴う更新費用について、新たな支援制度を創設するなど、住民の負担軽減を図るための仕組みを構築すること。

58 循環型社会構築の推進について

「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル対策関連法が順次施行されたことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への移行を目指した仕組みが導入され、各都市は良好な環境保全に向けた廃棄物行政の担い手として、極めて重要な役割を果たしているところであります。

このようななかであって、家電製品をはじめとする不法投棄が依然として後を絶たず、処理費用が市町村の財政を圧迫するなど、制度上の問題も含めて大きな課題が残っております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 「容器包装リサイクル法」については、拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の更なる見直しを行い、現在、市町村が負担している収集、選別、保管などの費用を確実に事業者の負担とすること。

また、上記費用が事業者の負担となるまでの間、市町村の負担が過大とならないよう分別収集及び再商品化に伴う費用について適切な支援措置を講じること。

2 「家電リサイクル法」で回収が義務付けられた対象品目の不法投棄が頻発していることから、これらの処理費用については、国の責任において抜本的対策を講じるとともに、製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制の導入など、不法投棄防止のための適切な制度の改善を行うこと。

59 北海道循環資源利用促進税条例の 見直しについて

地方自治体においては、経営破綻等により放置された産業廃棄物処理施設の残置物の処理に苦慮している現状にあります。

現在、北海道循環資源利用促進税は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進などの施策に活用されておりますが、その内容が平成28年度に見直されることとなっております。

つきましては、次の事項についても措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 平成28年度の北海道循環資源利用促進税条例の見直しにあたっては、経営破綻等により放置された産業廃棄物処理施設の残置物を処理できるよう施策を拡充すること。

60 P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について

P C B廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、全国5か所の広域処理施設での処理体制が整備され、処理を行うこととされております。

しかし、安定器や小型電気機器などのP C B廃棄物の処理については、国の財政措置がなく、処理単価も高額であるため、多額の費用負担が生じております。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 自治体が保管するP C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物のうち、安定器等・汚染物は、処理単価が高く多額な費用が生じているため、適切な財政措置を講じること。

61 都市における低炭素化の促進について

平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、地球温暖化対策やコンパクトなまちづくりを目指すとされたところですが、低炭素型の都市・地域づくりを促進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 都市の低炭素化の促進については、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進など、地方自治体が実施する低炭素化に向けた取組みが着実に推進されるよう十分な支援を行うこと。

62 地方消費者行政の推進について

消費生活相談の充実に向け、地方消費者行政活性化基金の活用期間が最長で平成３９年度までとされましたが、消費生活センターの設置、相談員のレベルアップ等の取組みについては、今後においても、地方消費者行政の更なる充実のため、恒久的な措置にすることが必要であります。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 消費生活相談体制の整備、相談員の人材育成など、地方における消費者行政の充実・強化を図るため、実態を十分把握のうえ、必要な財政措置を講じること。

